

第49号議案

中野区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年6月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

宗教法人法の改正に伴い、墓地等の経営主体に係る規定を整備する必要がある。

中野区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

中野区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の従たる事務所」を「同法第52条第2項又は第53条の規定により登記された事務所」に改める。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。